

●香川県告示第23号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月14日

香川県知事 池 田 豊 人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市番町一丁目8番15号

香川県広域水道企業団 企業長 池田 豊人

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市府中町1260

香川県広域水道企業団 綾川浄水場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種 類		汚泥の脱水施設	
能 力		19.2m ³ /日（8時間稼働）	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	令和8年3月21日	
	使用開始予定年月日	令和8年4月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		5日/週 8時間	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6.8	6.0～8.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	7.0	30.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	14.0	40.0
	浮遊物質質量 (mg/L)	6	30
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		17	17.3

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類		排水処理施設	
能 力		8,900m ³ /日	
汚水等の処理方式		凝集沈殿	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	令和8年3月21日	
	使用開始予定年月日	令和8年4月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		排水池、排泥池 24時間連続使用 濃縮槽 24時間連続使用 脱水機 (変更前) 18時間 6～18時間 (変更後) 5日/週 8時間	
処理前	項 目	処 理 前	処 理 後

及び処		通 常	最 大	通 常	最 大
理後の 汚水等 の汚染 状態	水素イオン濃度	(変更前) 6.5～7.5 (変更後) 5.8～8.6	(変更前) 6.0～8.0 (変更後) 5.8～8.6	(変更前) 7.0～7.5 (変更後) 5.8～8.6	(変更前) 7.0～7.5 (変更後) 5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	(変更前) 10 (変更後) 60	80 80	(変更前) 2 (変更前) 60	(変更前) 8 (変更前) 80
	化学的酸素要求量 (mg/L)	(変更前) 25 (変更後) 60	80 80	(変更前) 11 (変更前) 60	(変更前) 50 (変更前) 80
	浮遊物質 量 (mg/L)	(変更前) 20,000 (変更前) 10,000	(変更前) 30,000 (変更前) 15,000	(変更前) 15 (変更前) 70	(変更前) 50 (変更前) 90
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		(変更前) 82 (変更後) 2,200	(変更前) 328 (変更後) 8,900	0 0	(変更前) 301 (変更後) 2,400

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No.1	
排水	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	60	80
	化学的酸素要求量 (mg/L)	60	80
	浮遊物質 量 (mg/L)	70	90
排水水の量 (m ³ /日)		0	2,400

区 分		排 水 口 No.2	
排水	項 目	通 常	最 大
の汚染 状態	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2	3
	化学的酸素要求量 (mg/L)	6	8
	浮遊物質 量 (mg/L)	4	12
排水水の量 (m ³ /日)		0	50

他に排水口が23箇所（うち雨水専用19箇所）ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年2月14日から同年3月7日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

坂出市市民生活部生活環境課